

京都府キャリア形成プログラム等について

入学後は、京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラム（以下「京都府キャリア形成プログラム等」という。）の適用を受ける学生及び医師として、下記のとおり誠実に地域医療の確保と向上に積極的に取り組むとともに、離脱についてもご確認ください。（※）

記

1 京都府キャリア形成卒前支援プランについて

地域医療の意義を理解し、へき地医療に携わる意識を醸成するため、京都府が作成したキャリア形成卒前支援プラン（※）に参加し、京都府が指定する地域医療に関する各種研修に参加すること。

2 京都府キャリア形成プログラムについて

京都府が策定したキャリア形成プログラム（※）に参加し、臨床研修医2年目に自身が選択するコース（特定診療科コース又は特定地域コース）に沿って、京都府が指定する医療機関等において、最低9年間以上又は貸与期間の1.5倍以上の期間勤務若しくは研修に従事することで医療の確保と向上に積極的に貢献すること。

※ 「京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラムについて」を必ず御確認ください。

3 離脱について

京都府キャリア形成プログラムにおいては、退学、死亡、公務に起因する心身の故障による免職、重度の心身の故障など京都府がやむを得ないと認める場合以外は、原則離脱することはできません。

なお、一般社団法人日本専門医機構は、都道府県の同意を得ずに地域枠を離脱し、専門

研修を開始した者については、原則、専門医の認定を行わないこととしており、同機構等からの求めがあれば、不同意離脱者に関する情報を提供します。

また、不同意離脱者については、今後、厚生労働省の決定により、その他の制約を課せられることがあります。

4 その他

京都府立医科大学医学部医学科学学校推薦型選抜の志願者(以下単に「志願者」という。)は、「志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している」必要があります。そのため、志願者は、別紙の「京都府キャリア形成プログラム等適用同意書」に同意の上、出願してください。

なお、同意書を提出していない場合、京都府健康福祉部医療課医療人材確保係は、入試係から、入学志願書等の提出書類に記載の受験生等の氏名及び連絡先等の提供を受け、制度の説明及び同意書の提出等について、本人等に連絡するものとします。

志願者は、あらかじめ以上の点を確認の上、出願してください。